

幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険条例 (昭和34年3月30日 条例第4号)</p> <p>第1条～第7条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と町長が認めるときは、これに<u>3万円</u>を超えない範囲内の額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第18条 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険条例 (昭和34年3月30日 条例第4号)</p> <p>第1条～第7条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と町長が認めるときは、これに<u>1万6,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第18条 略</p>